(六)　構造改革特別区域法に規定する公社管理道路運営権者が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から平成二九年三月三一日までの間に受ける認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、一、〇〇〇分の〇・五（本則一、〇〇〇分の一）に軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八二条関係）

(七)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、都市再生緊急整備地域内で特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合の軽減税率を一、〇〇〇分の三・五（改正前一、〇〇〇分の三）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八三条関係）

(八)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産の範囲に倉庫及びその敷地を加えた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八三条の二関係）

(九)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2)　住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条の二、第七三条及び第七五条関係）

(3)　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条関係）

(4)　信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(5)　特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の三関係）

(一〇)　会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第八一条関係）

5　消費課税

(一)　入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

(二)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三)　沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(四)　自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(五)　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）

(六)　衝突被害軽減制動制御装置を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、対象となる装置に車両安定性制御装置を加える等の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

九　税理士法の一部改正関係

税理士が数人ある場合の調査の通知について、租税の申告書を提出した者が代表する税理士を定めた場合として一定の場合に該当するときは、これらの税理士への調査の通知は、当該代表する税理士に対してすれば足りることとした。（税理士法第三四条関係）

一〇　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正関係

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関等が、合衆国軍隊の用に供するために国内において行った特定課税仕入れについては、消費税を免除することとした。（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七条関係）

一一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

1　国外送金等に係る告知書を提出する者等の本人確認の方法について、本人確認書類を提示する方法に代えて、その提出者である個人の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条及び第四条の二関係）

2　財産債務明細書の提出制度を見直し、財産債務調書の提出制度を次のとおり創設することとした。

(一)　財産債務調書の提出

所得税の確定申告書を提出すべき者は、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が二、〇〇〇万円を超え、かつ、その年の一二月三一日においてその価額の合計額が三億円以上の財産又は一億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した調書（以下「財産債務調書」という。）を、翌年の三月一五日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の二関係）

(二)　過少申告加算税等の特例

財産若しくは債務に係る所得税（以下「財産債務に係る所得税」という。）又は財産に対する相続税について修正申告等があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、次の措置を講ずる。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の三関係）

(1)　財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について修正申告等があった場合において、提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額から当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該修正申告等の基因となる財産又は債務に係るものに限る。(2)において同じ。）の一〇〇分の五に相当する金額を控除した金額とする。

(2)　財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

財産債務に係る所得税について修正申告等があった場合において、財産債務調書の提出がないとき、又は提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき（記載が不十分と認められるときを含む。）は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の一〇〇分の五に相当する金額を加算した金額とする。